

「第8次徳島県保健医療計画（周産期医療体制の整備）」に係る主な変更点一覧

ページ	項目	変更内容
3	第1 周産期医療の現状 1 周産期医療の状況 (8)新生児死亡率、乳児死亡率及び妊産婦死亡数	「妊産婦死亡率」を「妊産婦死亡数」に改め、「妊産婦死亡数」の文面に変更
3	第1 周産期医療の現状 2 周産期医療提供体制の状況 (1)分娩施設	最新の状況に合わせるため、分娩施設数を令和6年2月末時点で整理
6	第2 医療体制の構築に必要な事項 2 周産期医療機関とその連携 (1)目指すべき方向	「⑤母子に配慮した周産期医療の提供が可能な体制」の文面を 「母子の心身の安定・安全の確保等を図る観点から、産科区域の特定（院内助産・助産師外来や医療機関における産後ケア事業、母子保健事業等の実施などの機能をもつ病棟の概念を含む。）などの対応を講じることが望ましいなか、当該医療機関の実情を踏まえた適切な対応の推進」に変更
10	第2 医療体制の構築に必要な事項 3 今後の取組 (1)周産期医療体制の強化	③として、「さらに、周産期医療に必要とされる基本的な知識及び高度な技術の習得等についての研修を行うなど、周産期医療に精通した周産期医療従事者の育成等に努めます。」を追記
10	第2 医療体制の構築に必要な事項 3 今後の取組 (3)医療・保健・福祉の連携	④として、「生まれてくる子どもの健康保持のため、妊婦に対し、市町村の母子保健担当部署や産科医療機関等と連携し、妊娠期からの歯科疾患予防の重要性について周知を図ります。」を追記
10	第2 医療体制の構築に必要な事項 3 今後の取組 (4)災害時における周産期医療体制の整備	②に、「止水対策や自家発電機等の高所移転、排水ポンプ設置等による浸水対策について」を追記
11	第3 数値目標	「妊産婦死亡率」を「妊産婦死亡数」に変更